

特定商取引法に基づく表記（通信販売）

サービス名	「東京ガスのガス機器スペシャルサポート」（修理保証・買い替え特典）
事業者名等	<p>東京ガス株式会社</p> <p>代表者氏名 笹山 晋一</p> <p>住所 東京都港区海岸1-5-20</p> <p>問合せ先 〒163-1059</p> <p>東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー内郵便局 私書箱8112号</p> <p>0120-888-777</p>
サービス料金	<ol style="list-style-type: none"> <li>基本サービスの料金：年額 6,600 円（税込み）、月額 550 円（税込み）とします。</li> <li>各オプションサービスの料金：オプションサービス契約 1 つにつき、年額 9,240 円（税込み）、月額 770 円（税込み）とします。</li> <li>定額セット割 M（基本サービス、電気エアコンオプション、水まわりオプション及び電気設備オプションにご契約いただいたお客さま）：すべてのオプションのサービス提供期間中の料金は、基本サービスと合計して、年額 28,800 円（税込み）、月額 2,400 円（税込み）とします。</li> <li>定額セット割 S（基本サービス、電気エアコンオプション及び水まわりオプションにご契約いただいたお客さま）：電気エアコンオプション及び水まわりオプションのサービス提供期間中の料金は、基本サービスと合計して、年額 21,600 円（税込み）、月額 1,800 円（税込み）とします。</li> <li>キャンペーンが適用される場合の基本サービス及び各オプションサービスの料金は、キャンペーンチラシなどお申込時に別途お渡しする書面に記載された金額とします。</li> </ol>
サービス料金の支払時期・支払方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>基本サービス及び各オプションサービスの料金をガス料金と合算してお支払いいただくお客さまは、上記「サービス料金」欄記載の金額（年額）を、サービス開始月分から毎月 1 回、計 12 回に分割して、当社が別途指定する月のガス料金と同一の支払期限、同一の支払方法により、直接又はガス取次店を通じて、当社が別途指定する月のガス料金とともに、当社に支払うものとします。なお、月賦払いによる手数料はいただいておりません。</li> <li>基本サービス及び各オプションサービスの料金をガス料金とは別にお支払いいただくお客さまは、上記「サービス料金」欄記載の金額（年額）を、サービス開始月分から毎月 1 回、計 12 回に分割して、クレジットカード払い又は口座振替により、当社に支払うものとします。クレジットカード払いの場合はサービス開始月より当社第 20 営業日に決済（引き落としの日はクレジットカード会社が定める日となります。）、口座振替の場合はサービス開始月より当社第 16 営業日に支払うものとします。なお、月賦払いによる手数料はいただいておりません。</li> <li>キャンペーンが適用される場合の基本サービス及び各オプションサービスの料金の支払時期・支払方法は、キャンペーンチラシなどお申込時に別途お渡しする書面に記載された支払時期・支払方法とします。</li> </ol>

サービス開始日・サービス提供期間	<p>1. 基本サービス及び各オプションサービスの修理保証の提供は、お申込みを受け付けた月の翌月を 1 か月目とした 3 か月目から開始するものとし、お客さまの特段の希望がある場合には、同月から 36 か月目までの範囲でお客さまが指定した任意の月（指定がない場合は 3 か月目）（「サービス開始月」といいます。）の 1 日（「サービス開始日」といいます。）から開始するものとします。サービス開始日は契約確定通知でご確認いただけます。</p> <p>2. 基本サービス及び電気エアコンオプションの買い替え特典の提供は、各サービス開始月の翌月を 1 か月目とした 12 か月目の 1 日から開始するものとします。</p> <p>3. 水まわりオプション及び電気設備オプションの買い替え特典の提供は、各サービス開始日から開始するものとします。</p> <p>4. 基本サービス及び各オプションサービスのサービス提供期間は、各サービス開始日から 1 年間とし、各サービス提供期間が満了する月の 15 日（日曜・祝日の場合は翌営業日）までに当社所定の方法により、お客さま又は当社から終了の意思表示が相手方に到達しない限り、翌月 1 日から更に 1 年間自動更新され、以後もこれに準ずるものとします。</p> <p>5. お客さまがオプションサービスを契約され、基本サービス提供期間（上記 4 により更新された場合は、更新された基本サービス提供期間）中にオプションサービスのサービス開始日が到来する場合、当該オプションサービスの契約がされた時点で、基本サービス提供期間は、オプションサービスのサービス開始日（複数のオプションサービスのサービス開始日が到来する場合には最も遅く到来するオプションサービスを基準とします。）が属する月を 1 か月目とした 12 か月目の末日まで当然に伸長されます。</p> <p>（※）「東京ガス TES メンテナンスサービス契約制度等からの切り替えのお客さま向け特約」が適用されるお客さまについては、特約の第 3 条及び第 4 条をご参照ください。</p>
解約について	<p>1. お客さまは、次の各号のいずれかの期間に該当する場合を除き、基本サービス提供期間途中でであっても基本契約を解約することができるものとします。</p> <p>①基本サービス開始日から 1 年間</p> <p>②お客さまがオプションサービスを契約されている場合、解約時点において、現にサービス開始日が到来したオプションサービス（複数のオプションサービスのサービス開始日が到来した場合には最も遅くサービス開始日が到来したオプションサービスを基準とします）のサービス開始日から 1 年間</p> <p>2. お客さまは、各オプションサービスのサービス開始日から 1 年間を除き、各オプションサービス提供期間途中でであっても各オプションサービス契約を解約することができるものとします。</p> <p>3. 当社がお客さまから各月 15 日（日曜・祝日の場合は翌営業日）までに当社所定の方法による解約のお申出を受け付けた場合、当社は当該受付をした月の末日をもって契約の解約に承諾いたします。毎月 15 日（日曜・祝日の場合は翌営業日）を超えて解約のお申出を受け付けた場合、受付をした月の翌月末日をもって契約の解約に承諾いたします。</p>
その他の契約条件	<p>基本サービス及び各オプションサービスにご加入いただくためには、当社のガス供給エリア（東日本ガス地区、東彩ガス地区、日本瓦斯（ニチガス）真岡地区を除く）にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用のガス小売契約（〈 i 〉一般ガス供給約款に基づく契約又は、〈 ii 〉ガス基本約款及び選択約款（家庭用選択約款又は「ずっともガス」）に基づく契約をいいます。）を締結しており、かつ、当該契約に基づくガスの供給を受けていることが必要です。</p> <p>その他の契約条件については、基本約款及び各オプションサービス約款をご参照ください。</p>